

再発防止に資する公表の方法について

教育政策課

1 「新たな公表のあり方」に求められる要件について

①再発防止に資する内容であること

- ・加害行為の具体的内容をもとに、加害者の属性、わいせつな行為の状況等を分析・整理し、示すこと
- ・加害者の動機や心理等のメカニズムが明らかになること
- ・学校の対応など、環境その他の要因が明らかになること

②被害者に配慮すること

- ・個別事案と紐づいて被害者が特定されないこと
- ・被害者が心理的影響を生じないようにすること

2 公表の方法について

(1) 再発防止に資する内容であること

- 加害行為の具体的内容をもとに、加害者の属性、わいせつな行為の状況等を分析・整理し、示すこと
 - ・データにより、わいせつな行為の内容、場所、場面等を示す。
- 加害者の動機や心理等のメカニズムが明らかになること
- 学校の対応など、環境その他の要因が明らかになること
 - ・事案を類型化し、類型ごとに問題行動が起きる4つの壁「動機の壁」「内的壁」「外的壁」「被害者の抵抗」を越えた要因を記載する。

(2) 被害者に配慮すること

- 個別事案と紐づいて被害者が特定されないこと
 - ・類型別に要因を整理する。
 - ・処分公表時に公表した情報は分析に必要な範囲に留める。
- 被害者が心理的影響を生じないようにすること
 - ・公表資料から被害者にかかわる情報はできる限り除く。

3 今後の対応について

(1) 再発防止に資する公表について

「自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書」としてHP等で公表するほか、学校にも周知する。

(2) 教職員に向けた研修について

資料を活用して、各学校でワークショップ研修（校内研修）を行うなど、教職員が自身の置かれた状況や職場環境を見直し、自分事化を促す。

4 将来、自校の児童・生徒へのわいせつな行為が起きた場合の公表のあり方について

自校の児童・生徒へのわいせつな行為の累積件数を勘案して、わいせつ行為根絶検討委員会にて公表の必要性を判断する。